

古祖派の諸律祖行業記略 (二)

長 谷 部 幽 蹤

四 古祖下第六世の律祖

第六世代に属する古祖門下の諸律師の中では、洞初林、本然壽、毓安福、恒實諒、閔緣松、治牧建、璇璋觀、藥屋懿、朗清和、自庵泰、瑞林暉、紋玉慧、慧徹福、洞聞徹、不群一、天慧能、智宏理、聞慧智、緣鶴宏等がとくに著れており、伝歴の徵すべきものも存するが、その法諱、および住山の地が僅かに知られる者までを含めると、全体での数は二四〇名の多きに上る。⁽¹⁾

洞初澄林（一六六六—一七二八）潭柘山中興第四代に列

せられている澄林⁽²⁾は、直隸武邑の人で、康熙二十八年潭柘山に住した振寰律師の座下に具足戒を受けたのち講肆を遍

歴し、兼ねて禪門を叩いて心要を諮詢した。のち潭柘に帰り止安律師の化を彌けて尊證の事を司つたが、康熙四十八年、德彰が本山の律席を主るに及んで教授師に任せられ、次いで羯磨師に進み大衆の規範を綱維した。康熙六十一年、方丈の席を繼いだが、この地方では以前からの不作の影響もあって常住は、貸（借）二千余金を負うていた。師は衆と同じく澹薄に甘んじ、五年の間節省に力め漸く旧に復するを得たという。雍正六年、師はその徒璇璋琳に後事を嘱して長逝した。

本然明壽潭柘山中興第五代（一六七〇—一七三六）は、順天府の人で、康熙四十年、潭柘山に振寰の会下に具を円かにし、のち本山に引禮の職を奉じ、五篇七聚を習い律部

を探究し、徳彰林に請われて首座位を領し、尊證阿闍黎に進んだ。同学の中で師に及ぶ者はなかつたとされている。洞初林が本山に繼席するや、また教授師、羯磨師をつとめた。

たまたま和碩康親王⁽⁵⁾が来山して暑を避けるのことあり、師を一見してこれを器とし、共に道妙を談じ、また人に語つて、師の人となりは華ならざるも真に純品であると称したという。洞初は師を重く用いたが、その人物を試すため策を用い師に屈辱を加えたが、恬然として之を受けた。洞初は師が入室の真子たるを知つて之に方丈の事を嘱した。師は方丈に居るも侍僧を立せず、行童を使役せず、事はすべて自ら弁じ、檀越にその品高を慕われた。一日、方丈の事を毓安に付し、合掌して西逝した。

恒實源諒潭柘山第七代(一六九八—一七六五)。師は直隸河間東光県の出で、俗姓は侯氏。康熙六年、潭柘に徳彰林に就き円具、本山に依つて律を学び、雍正元年に引禮となり、新學に師範として朝夕怠らざるもの六年、身体疲倦し拳動に困難を覚えたので、大慧寺に至つて住静、次いで禪講を経歷するも、これらの処に福分なく、心に契するには至らなかつたようであり、雍正九年、結局本籍の地に帰つたが、病苦多きは宿業によるなることを念い、遂に壇を設けて朝夕に大悲懺を礼し、黙して垂護を求めるに身体はじめて健壮なるを得たという。かくして五台に朝し京に回つた。康熙六年の春、潭柘山に龍華の大会を開建するに値い、本然の会下に引禮の役を努めたが、乾隆元年に本然

毓安源福潭柘山第六代(一六七九—一七四一)は、新定府の人、康熙四十二年に潭柘に住した徳彰林の座下に円具し、本山に依つて律を学び、首座より引禮、西堂の諸職を歴任し、尊證に進み監司となり、その間凡そ大小の雜務も心を尽くして布置した。徳彰林、次いで洞初林と両師の律化を補弼し、雍正三年一旦教授師に推されたが、師は辞し

が化を遷し、毓安が律席を繼ぐに及んで教授師に陞せられた。ところが乾隆六年冬毓安の示寂に逢い、法席を主ることとなつた。乾隆八年、裝演して龍藏を賜い、工畢つて閻藏の道場を開いた。翌九年には帝が本山に幸して種々賜物等のことあり、乾隆二十九年にも聖駕幸して、佛像、塔図、金銀、御書の額を、また皇太后から珊瑚鍍金の供器を賜わり、世に逢い難き盛事といわれた。なお『律宗燈譜』八巻

は恒實の重訂するところとされているが、前稿で論じた如く、現行本は後に補輯整備されたものである⁽⁸⁾。戒弟に善學廣賓なる者が居り、師の略伝を為つたことが知られる。

閔縁常松（一六六四—一七一八）は金壇の陳氏の出で、九華甘露庵因實を礼して剃度し、その指示を受けて寶華に登つて大戒を具し、松隱の座下に引禮の事に任じ、次いで維那に陞せられたが、人の機根に従つて程式を立して教導した。松隱は謝世に際して粗衣を伝えたという。康熙五十二年、聖祖の万寿に値い、上⁽⁹⁾京して祝釐をなし、上より紫衣等を賜い、之を奉じて山に還り、康熙五十七年に長逝した。

治牧洪建は、河南歸德の人、本鄉洪福寺慶庵について剃

染、年二十にして三檀戒を具し、白雲の佛定和尚の室に入つて經律の大義を問い、のち南詣して華山定庵について律を学びこれに精通した。また禪閑に透入せんと諸宗の宗匠を扣き、杭州理安寺、紹興顯聖寺、寧波祖印寺と吳越の知識に参じた。たまたま剃度の師が衆を統べて朝海するに遇い、侍して故郷に帰り、三師の思徳を念い、しばしばこれを訪うたとされている。

康熙四十七年華山に上り、松隱から衣鉢源流を授けられ、請によつて儀徵隆覺の方丈となつた。かくして後学を訓導して安居伝戒の事に当たり、淨財三千余金の施を以て寺の左に戒壇を建立し、悉く華山の成式により、律中の嚴制、僅かばかりも差舛あることなく、世人は華山の分座、代々人あることを知つたという。ただ生卒年等は詳らかにしない⁽¹⁰⁾。

璇璋心觀（一六六七—一七四二）、師は浙江嘉善の人、康熙二十五年、華山定庵に受具、次いで赤城⁽¹¹⁾に遊んで瞿仙に参じて心宗に默契し、印証せられたが、寶華に返つて重ねて毘尼を学し、眼聞より袈裟を付せられて、胄山寶山寺の請に応じ、さらに報恩の三藏禪林の法席を主り、また眼

聞の命によつて金陵の慈應寺に入り、競々業々、二十年一日の如くであつたといふ。乾隆七年、方丈を門人の僧樹に託し示寂した。

藥屋實懿（一一七二一八）は鳩茲⁽¹³⁾の人、初め古南泉寺の淳也に謁し、維揚の廣縁庵に甘泉に就いて出家の法を学び、節巖に參じ、また華山に上つて律部を精研した。その後蕉邑の泗水園に靜を養い、本師の命を奉じて瑞雲⁽¹⁴⁾の法席を主ること一十四年、休休庵に退隱しここに余年を樂しんだと伝えられる。

朗清通和（一六九六一一七三二）は、蘭陵⁽¹⁵⁾の名家の子弟で、九歳大林に従つて剃染、年二十歳にして寶華に上がつて受具し、宗乘を參究して大事を發明し、撫生の記莖を蒙つて衆に首となり、その持律は一時の軌範とされた。幾ばくもなく師席を襲い、凡そ遺願の未だ果たざるものは力め任じて之を完うした。

自庵本泰（一六八二一一七四一）は廣陵の人、本群定慧庵壽山に就いて薙染、華山に至り松隱に戒を受けた後、撫生倫に參じて一語の下に契心、遂に法を付せられた。たまたま城の東寶勝寺の熙敬は、師に法席を主らんことを乞うた。師は請に応じて入院し、廢を起こし修葺して叢林の規模輪奐を構新し、戒を伝え毘尼を提挈した。時に呉國博雲上公が城南に蓮華精舍を築き師が恬退の処とした。かくて寶勝の席を法嗣持五岳に伝え、自らは蓮華に退居してここに淨業を修したと伝えられる。

瑞林祥暉（一六八一一七三三）⁽¹⁹⁾は北直天津の孫氏の出で、里の無量院に濟舟を礼して薙染、年二十にして華山に詣り、定庵に就いて受具、三年の間安居して律部を専精した。康熙四十一年⁽²⁰⁾、禪を学ばんとして普陀、天童を過り、育王、顯聖に之くなど、凡そ浙中の有名な宗匠にして參閲せざるはなかつたといわれている。次いで剃髮師の疾に遇い北還、

嘗み、その左に師を葬り、刑部尚書張熙が塔に銘した。建隆寺には品木が晉住して化を挙げ、律院の一に加えられることとなつた。また師の所住たる揚州石塔寺⁽¹⁷⁾には、門人瑞林定が繼席したことが知られる。

幾何もなく蔡村に行き、冬興禪寺に允則に謁し、次春柏林寺に獨超に参じて鉗錘を領すること二年、潭柘を過り禪律に志し、康熙五十一年春、檀公に值う。老人が瑞應の請を受けるや師を招いて監院の事を掌らしめた。ここにおいて瑞應の声価大いに振い、檀波老人より衣鉢を受けられた。康熙五十五年五臺に赴き、その秋大安の請を受けて護衆律院に伝戒、了つて西山大悲寺に帰り、左都揆公の招きによつて監院の事を理め、康熙六十年冬、檀波が示寂したので止むを得ず住持となつて凡そ十五年、雍正八年に地震い、殿宇が傾斜するに至つたのでこれを整修して旧に復したが、雍正十年微疾を示し世を謝した。

紋玉照慧（一六六九—一七四五—）は歎の人、青陽天桂庵松友に依り蘿染、康熙四十二年の冬、華山松隱下に具戒を円かにし、明年天都に還り、永安橋を募建し都内に留まつて遍く知識に参じた。既にして瑞應律化の盛なるを聞き、檀波老人に親炙して深く律典を究めて衣偈を付せられ、康熙五十九年邦上を過り、安宜の護法に会うて寶應の蓮池を主らんことを請われたが、時に積弊つのるも卒によく挽くことなく、自らも肯つて造進せずして衆を辞し台に帰らん

としたが、偶々東城觀音⁽²²⁾の請を受けてこれに応じた。庵は寥々たる破屋数椽を存置するに過ぎなかつたが、師は之に処り恬如として二十余年、敝を起こし傾けるを支え、嘗葺を旋らすなどして、律の叢席としてやや遠近に聞こえるまでに至り、やがて來學は雲の竜に従うが如く、檀施はむらがり至るに及んだ。師は伝戒を督肅し饗鑠として老意なしと伝えられている。けだし師もまた維揚の北辺に能く化を拡げた一人というべきであろう。

慧徹道福（一六五九—一七四一）は、兗州濟寧の人で、二十歳にして准の善因庵六門大師について剃落円具、次いで宿遷極樂庵湛一澄公の座下に木叉戒法を講習したが、俄にこれを捨てて六門に還帰した。六門は師を迎えて開導師に任じた。一夕省発を得、門に白して印可せられた。六門示寂の後はしばらく大方の有道の師を尋ねて遍參を事としたが、康熙五十年極樂に回り、桂昌に印証せられ、命によつて方丈に入り弘法伝戒した。雍正六年、法席を太初照に伝えた後は、恬退してただ心を淨土に願養するのみであつたといふ。

洞聞徹（一六七二—一七三四）は阜寧の人で俗姓は陳氏、

少くして再来の人の異称あり。道宏禪師に依止して剃度し、聞思寺に赴いて宏範に具足戒を受け、これに就いて律を学んで苦行潜修し、のち准安普應寺⁽²³⁾に友曇の化を輔ること数十年に及び、印心せられて法席を嗣ぎ、広く法化を行い四衆の欽崇するところとなつた。門人として松堂壽、智先の存在が知られている。

不群通一(一六九八—一七六六一)、師は渕の嘉善⁽²⁴⁾の人で俗姓は金氏。年十三にして叔父に当たる靈躍律師に就いて五戒を受けたが、病母の疾がたちどころに癒えたるによつて釈教に帰依し、翌年毘陵永寧寺に赴いて十戒を受けて驅烏沙彌となり、年二十に至つて具戒を円かにした。それより書記、次いで監院の職を歴任し、教授師、羯磨師を経て乾隆二十年、年五十一にして永寧の法席を継ぎ、以後春冬に伝戒をなし、二十余年一月の如くであつたという。なお靈躍と通一との叔甥・師嗣の連がりは、笑隱大訴(一二八四一一三四四)・清遠懷渭(一三一七一三七五)の事蹟に相符するものありとして話題になり、世に靈根夙植の者と目されている。

天慧通能(一六八八—一七三九)は金壇県虞氏の子で、

幼にして恃怙を失い、西禪寺に依つて脱白、利咸和尚について具を承け道脈を伝えられた。のち檀護に推されて真諦の法席を主るに至つたが、咸く胎軌を秉り重ねて祖道を輝かし、毘尼を宏闡すること一十六年、乾隆四年化を遷した。

智宏然理(一六八五—一七四六)は趙氏に出で、その族

は宋室の藩として蓉城を守り、遂に世々常州の江陰を居とするに至つた。本邑廣福寺に大乘に依り得度、年二十五にして華山の閔縁に具を秉り、精勤して律を学び、のち姑蘇に至つて、真諦寺利咸の室に入り、次いで婁東の海寧寺に灯を分つて大いに戒法を行い、雍正元年、虞山興福寺⁽²⁵⁾の請に応じた。當時堂殿は傾折し廊蕪も傾頽し、香烟また絶えて上ることがなかつたといふ。師は高僧の律窟として名のあるこの古刹、衰頽かくの如くなるべきや、と慨嘆措く能わず、誓願を立て身心を尽くして仏祖に報ぜんとしたのである。ただ奈んせん連年の不食で一椀の粥にさえ事欠く有様であつたが、陶太史、汪宮贊、陶太史等の護持支援を得て漸く修葺するを得、広く毘尼を演じ戒雷益々震うに至つた。乾隆十一年、院事を嗣法至善安公に託し、破山の西院に退いて余生を送つたと伝えられる。

聞慧常智⁽²⁷⁾は淮安沐陽の人、長じて緇を披し、聞思寺に投じて具足戒を受けた後、江を渡り遍ねく名刹に遊んで知識を参ずること之を久しうしたが所契なく、たまたま同伴の助言を容れて翻然聞思に帰り、本師宏範に帰依して淨業を専修し、院事を監し、就いて主事を正すに及んで戒法を宣揚した。生卒年を詳らかにしないが、康熙末年近くまで化を闡いていたと推測される。

縁鶴照宏（？—一七二八）は仙源美溪の人で、長じて常樂寺如心を師としたが、次いで華山の松隱に就いて得戒、よく波羅提木叉の旨に契し、力めて行持に任じた。韻松蓮城に遇うに及んでその素藏を抉り、三昧に通ずる者として紫衣戒本を付せられ、本山に繼席して毘尼の正法を演じ、三学を勤修して太原の高風を継承し、七衆に帰依されたが、雍正六年に端坐して逝いた。

五 古祖下第七世の律祖

古祖下第七世代は、『律宗燈譜』および寺志等に名の録せられるものを含めて合計三四九名の多数に上り、洞初、恒實、閔縁、治牧律師等の門弟が、河北順天をはじめ、江

蘇の江寧、徐州、蘇州、揚州、常州、淮安内の諸州県、安徽の鳳陽、徽州を含む広域に律化の盛を誇った。

靜觀圓瑞（一一七六五—）は山東歷城の人、福慧寺の還依止して律を学ぶこと三年、萬壽寺に調梅明鼎（一六八〇—一七五）に参じ、また觀音寺に崇法師の講筵に列なつて印可された。雍正十二年、潭柘山の琮璋に挽かれて山に回り、西堂、引禮を兼職し、次いで尊證に陞せられ教授師となつた。乾隆三十年、恒實律師の寂後肯を奉じて繼席し監院琮璋と共に潭柘道法の盛を致した。

琮璋琳（一一七七一—）は順天宛平の人、潭柘山洞初の座下に受具、西方寺不二法師の講席に列したが、監院印如恩公に挽かれて山に回り、知客・引禮として内外の庶務を理め、本然、毓安の代を経て、恒實が住持となるや、その下で監院の事を掌つて廢を挙げ、上が乾隆一十九、三十五・六年兩三度に亘り本山に臨幸された際、道場内部の陳設を總理した。曾つて教授より閻黎に陞せんとしたが師は之を辭し⁽³⁰⁾、専ら監院の職を理めて名位を求めず、常住を補弼すること五世を経、実に四十有余年の長きに及んだ。燈譜は、

特に録して事跡を彰している。

雲浦祥珠(一七三〇—)は滁州の人、年十四にして護國庵靈峰福住に就いて剃落し、經論を修習した。乾隆十八年、廣睿と共に潭柘に赴いて恒實に戒を求め、之に依上して律を学んだ。乾隆十九年引禮に任せられたが、同二十二年、出でて嘉興の達天の講席に列なり、また拈華に恢慈に参じた。次いで潭柘の監院琮璋に挽かれて山に回り暫く旧職に任じたが、乾隆二十三年に至り記前⁽³¹⁾を蒙つた。この年壽聖寺靈峰が人を遣し来宿を促したので、命に従つて南下し壽聖の法席を董し百廢を起こしたので、道場の盛淮北に冠たるもの、と称せられるに至つた。師はまた恒實の志を継ぎ、文を校讎して『律宗燈譜』十巻を成じた。

珍輝實琢(一七一六—一七二二)は、安徽鳳陽府霍邱の陳氏に出で、本邑大悲庵心開につき祝髮、年二十五、華山に詣つて具を求めた後、辭して南行し龍潭寺の下院に至つて律部を精究し、諸大律部遮制規範等を師の教によらずして次第領会したという。閔縁はその力行不怠を見て教授師に抜擢し、次いで法席を師に受け、謹慎競業以て華山の律をして、精嚴他に及ぶものなきに至らし

めるのに貢献した。康熙六十一年、衣鉢戒本を監院文海に授けて記前した後、奄然として順化した。

敷和普悅(一六九四—一七六六)は江寧の人、姓は趙氏。得戒後治牧建公について律部を精研し、内外の院務を理めて引禮諸師の冠となる。治牧が化を遷すに及んで儀徵の隆覺寺の法席を繼いだが、伝戒の規儀は治牧の代よりさらに厳肅の度を加え、大江の南北に戒香を遍満せしめた。得法の弟子は二十三人を数え、何れも法器とされている。師は隆覺の中興第二代に列せられる。

覺然善(一一七五九)は開封祥符の王氏に出ず。幼にして相國寺に出家し、本寺に具足戒を受け、次いで參方に従い治牧に見えて心に契し、法を付与された。治牧が眞州天寧⁽³⁴⁾の請に応ずるや、命によつて同寺の監院となり、師の寂後方丈に繼席して大いに戒法を演べ、のち儀徵の寶坊に移錫して寺門に一段の光彩を添えた。

僧樹實培(一六九五—一七五二)は刊江甘泉の石氏。句曲の胄王山に詣り、雪崖に剃度を求め、寶山寺⁽³⁵⁾に薙髮、康熙五十九年千華に具を秉り、次いで金陵慈應に参り、副寺さらに監院の職に任じた。璇璋は示寂に臨んで衣鉢戒本を

師に付し、濫りに伝えることを戒め、方度を主ることを命じた。ここにおいて師は毘尼を精厳し、いよいよ警惕を加えたといふ。

大権如果（一六八三—一七四二）は長邑の馬氏。五歳にして大慈塔に度を求め、二十三にして千華の戒壇に登つて受具し、維揚に濟和尚に参じて不二の旨を得、再び寶華に上つて律儀を博綜し、羯磨に任じ兼ねて翰墨を掌つた。次いで浙右に詣り、佛日濬、天目晦等諸名宿を訪うて与に機に契い、これに親炙した。次いで杭州東天目分經臺下に茆を縛して茲に居る。雍正六年に至り藥屋の命を受け、出でて瑞雲に戒幢を建立し法門を荷担した。

時々城北の舍利院には剃度の兄牧山が住持に任じていたが、牧山は朗清に切りに師の補佐を請うた。朗清は留連すること匝月に及んだが、牧山の固請を容れて師を舍利に赴かしめた。師は院に至るや内外の院務仔肩して煩を辞せず、劇労人を憔瘁せしめ實に絶え難きものがあつたが、師は之に処して晏如たりと伝えられる。牧山円寂するに及んで遠近の縉紳は師を正位に挙げんとしたが、師は辭して就くことはしなかつた。たまたま群紳汪鶴崖なる者、地を開いて梵刹を一新した。乾隆五年、群守高景萊は紳商耆庶を率い、仏成道の日に師を方丈に送らんとしたので止むを得ず衆を領することになり、次いで揚州平山堂に近い慧照寺⁽³⁷⁾の請に応じ、之を旧觀に復せしめたといふ。

乾隆十六年、聖駕南巡して御舟舍利を経過するあり。⁽³⁸⁾ 師は奏して寺名を請うに、「慧因」の額を賜つた。以後ますます黽勉を加え、応接して寧日なく、乾隆十九年、一日端然として長逝した。

牧山實省（一七〇四—一七三五）は、江南寶應県の人、俗姓は何氏、年十六、安徽・和州福興寺の密嚴に投じて剃度、江寧に出で寶華の文海について具を納れんとし、囑望を囑した。よつて朗清は繼席後晩聞に法を授けた。

せられて数千指の戒弟の領袖となつた。円具の後依止して律を学ぶこと二年、揚州の舍利院に至り思曇⁽³⁹⁾を礼した。思曇は師を留めて化を輔けしめ、また師に法を付嘱した。かくして思曇の滅後本山に繼席し、両淮の縉商の請に応じて開戒した。就いて戒を求める者数十人、同居の衆僧千有余指に及び、三月の間、縉素の樂施齋供は絶えることがなかつた。五たび五臺に遊び、帰来するや土木を興したが、生來孱弱の質であつたから労劇に耐えず、創建未だ成らざるに微疾に染み、院務を曉聞に託して一室に独居し、淨土を精修したが、雍正十三年二月、合掌念佛し端坐して西逝した。

太初來照（一六八四—一七四二）は彭城鳳山の樊氏に出で、年十二、雪山寺の喚生に投じて出家した。二十四歳にして桂昌に就いて具戒を納れ、藏典を窮研したが、のち宿遷に帰り、慧徹の会下に在つて書記を務め、次いで羯磨に移り、衆に首となり入室した。雍正六年、たまたま慧徹が眼疾を患うに至つたので慧徹は師に命じて法席を主らしため。⁽⁴⁰⁾ここにおいて力行すること一十四年に及び、未だ曾つて縄墨を改廢することなく、宿・邳の士大夫の請に応じて

名藍を主り孜々として戒を伝え倦色なしといわれてゐる。乾隆七年、院事を徳明悟に付し跡跡して奄化した。

曉雲宗起（一六九五—一七六五）は東魯魚臺の劉氏の仲子。九歳にして南陽相若について出家、十二歳の時披剃し、その後戒を眞諦の利咸律師の座下に受けた。さらに遍ねく老宿に参じて堂奥を窺い、雍正七年姑蘇に回り、天慧能に得法し、乾隆六年に至つて眞諦⁽⁴¹⁾の法席を継ぎ、至誠を以て学徒を教導したと伝えられる。

慧海宗深は江陰の人で俗姓は程氏、幼くして圓覺庵の出塵道に依り薙染、諸經論を閲覽し、壯年十方庵に具を円かにし幾ばくもなく圓覺庵⁽⁴²⁾に繼席して院務を整えること凡そ三十年余、十方庵に錫を移し毘尼を伝えた。『戒序』なるものがあり、世に流布したとされている。なお生卒年は詳らかでない。

御章海注（一一七三五）は清河県の施氏に出で、幼にして孤となり早年より縑を披し、師に従つて遠く遊び足跡天涯に遍しといわれたほどであつた。福建の鼓山に赴いて具を秉り、精勤怠りなく、のち郷に返つて聞思寺の聞慧智公に依止し、律部を精究して教授師に任せられ、親しく師

側に侍執したが、聞慧が歿するや法席を継ぎ、齋田を置き、方丈を修建するなど寧日なく、能く律燄の分燈を続けた。

一日衆を集めて息肩すべきことを告げ、嗣秉慈一に命じて法席を主らしめ、聚用文をして之を輔けしめた。雍正十三年謝世し、後を承けた秉慈も程なく卒したので聚用文が繼席し聞思の戒光を暉煌せしめた。⁽⁴³⁾

賡如和（一七〇五—一七六四）、師は徐州宿遷県の人で姓は陳氏、幼にして本邑の法華社懸林に依つて薙髮した。壯年京に遊んで萬壽戒臺寺懸默和尚について受具、次いで報恩寺の道通遐公に参じて心印せられた。沈靜寡默の人となりて、古規に遵い制を守つて行道した。

悟明普開（一一七五二）は俗姓は葉氏、本貫を詳らかにしない。幼くして燃燈長老を礼して薙染、次いで西遊して苦行に従い、東山に梵宇を建立して晨昏に礼拝をなし、茶亭を設けて行人の渴を癒すなど、菩薩の誓願を行じた。古林に具を乗り法を南山に続け、席を本山に主り、尸羅の妙法を伝え毘尼を精究して梵網の慈旨を闡らかにしたとされているが、錄中道号に冠せられる黃石はその所住である。⁽⁴⁴⁾ 得法の弟子三人を数える。即ち東山の維賢慈、韻松⁽⁴⁵⁾

の蔵石玉、月山の道來從等で、まさに南山の棟石たるものと見なされている。

六 古祖下第八世の律祖

古祖下第八世代、京師では潭柘、瑞應等に僅かに律燈を繼ぐ者が存したが、門庭は転た寂寥の感あるを免れなかつたものようで、金陵寶華の文海福聚が北上して皇壇に伝戒して僅かに頽勢の挽回に力めた。しかし江南で江寧、揚州、蘇州、鎮江、常州、徐州、淮安の諸府、浙の杭州、寧國等広い地域に律化が及び、なお前代の余響を止めたもの、衰勢は覆うべくもなかつた。

文海福聚（一六八六—一七六五）は、浙江義烏に出で、のち溧水に寓した。俗姓は駱氏。年十四、溧水上方寺の靜生に依つて出家し、二十五歳の時華山に上り閔縁松公に得戒、天童、天目両名刹に耆宿に参じたが、再び寶華に珍輝琢に依止した。琢公は師を入室せしめ監院の事を掌らしめた。珍輝は疾を示すに及んで紫衣を師に付し、命じて法席を継がしめた。

雍正十二年、旨を奉じて京師法源寺に皇戒壇を建て、千

古祖派の諸律祖行業記略(二)(長谷部)

華座に据して獅子吼をなした後、嗣を留めて寶華に還り、四分の戒香を四辺に治普した。師は見月の後身と称せられた程で、よく南山の祖道を振起し、律門の興隆に大きな役割を果たしたことはすでに別稿で取り挙げて論じたごくである。⁽⁴⁷⁾ 因みに『南山宗統』は師の編述するところであり、律門の法統樹立の魁をなした。その門下は華山に法席を継いだ理筠言をはじめ八十三人の多きを数え、京師順天府、江寧、常州、揚州、蘇州、浙の紹興、安徽鳳陽等諸方に弘律の活動を展開した。

岫雯福清(一一七六六一)は、安徽省徽州府休寧県の人で、幼にして江寧府上元県興龍庵の復如に依つて出家し、具戒を儀徵隆覺寺治牧建公の座下に受け、のち治牧に嗣いだ敷物和普悦に付法せられて開堂し、衆に首となつたが、乾隆十五年、二十の両年、揚州高旻寺の了凡際聖(一七〇〇一一七五六)に参じて省発を得、隆覺に回つた。乾隆三十一年、敷和が滅を唱えたので、後を承けて隆覺を主つた。なお後に潤州焦山の住持となつた巨超清恒は、隆覺に岫雯に就いて円具している。

宏濟振融(一一七五一)は江蘇泗州天長県の人、姓

は高氏。本邑の藏經院に剃落し、寶華山に円具、夏を度ること五たびして諸方に遍参し、乾隆元年皇藏峪に大権を礼して座下に教授師となり、幾ばくもなく北上して五臺に詣り、帰山して記莖を蒙つたが、再び五臺に至つて桂花城に瑞雲の宗旨を建立して伝戒宏經に力め数年ならずして道風の遠播をみた。乾隆八年大権の命を奉じて瑞雲⁽⁴⁸⁾に繼席し衆を率いて苦修したが、賦性耿介であつたから、多く世と落々合い難きところあり、同十六年、臺山に隠れ、再び世に出ることはなかつたという。

智朗福元(一一七五六)は安徽鳳陽府宿州の人で俗姓は朱氏、幼くして本邑興龍庵の自省に依り出家、年十六にして大権老人に就学、年満ちて具戒を受け、乾隆四年、揚州隆覺治牧建、同高旻天慧徹、杭州隆福智⁽⁴⁹⁾の諸師に参じたが、同七年海寧北寺祖南の会下に在つて、漸く印証せられ、乾隆十二年、一旦瑞雲に帰り、それより南下して數年を経、乾隆二十一年、久しく虚席であつた瑞雲の方丈を大権果公より委せられて本山に繼席し、院務を増修して煥然一新し、老人の所託に負かざりしことがいわれている。

蒼塵林(一一七六三)は、揚州府興化県錢氏の出で、

中年發心して福慧庵覺如について出家、儀徵隆覺治牧建公に受具した後、常州天寧大曉徹、揚州高旻天慧徹等名匠に參じ、儀徵の覺然善律師に得法して寶坊寺⁽⁵⁰⁾の監院となつたが、乾隆二十四年、覺然の寂後しばらく瓜渚の觀音寺に静を養つた。この年寶坊の請を受けて法席を主ること五年、また衆を辭して旧処に退居して老を終えた。

靈峰福住（一六八八—一七七〇）は、江蘇邳⁽⁵¹⁾県嶧陽の人、是より先、その父徒りて宿に居ると伝に見えている。姓は盧氏、七歳にして護國庵中瑞貞について薙染、雍正十二年、文海律師が法源寺に皇壇を開いた時、本邑の同志世安、了然等と共に円具、事を卒えて都中の萬壽寺に調梅明鼎（一六八〇—一七五二）、西方寺不二法師に參じて機縁契合し、京に留ること四年、一秋日、江浙に遍參の志決し、宿を過り、淮より廣陵に之き福緣寺の濟生に謁して旧誼を暖め、江を渡つて金山江天寺に大曉實徹（一六八五—一七五七）に見え、毘陵より平江、餘杭、西湖に遊び、虎林、栖霞、飛來峰等の勝蹟に攀じ、東陽を歷、南して蒿壩を越え、關嶺、楨溪を渡渉し石梁を歩み、智者大師拝經臺の故址に参り、天台山の最高頂に陟り、天童育王に入るなどして諸方

を遍歴したが、乾隆五年秋、宿遷の極樂庵に帰り、尊證の事に任じ、次いで太初より南山の法を付せられた。時に師叔慧朗が壽聖寺の修復に当たり、乾隆二十七年、工おわつて靜居せんとし、師に命じて法席を主らしめた。ここに在院すること一十七年、使を京都岫雲に遣わして雲浦⁽⁵²⁾を召し、席を繼がしめ自らは東林に退隱し、乾隆三十五年永逝した。

印可因貴（一七一一一七六三）俗姓は韓氏、山東滕県の人であるが、武城⁽⁵³⁾に寄居したところから五蟠寺の獨歩に依り薙染し、雍正九年、宿遷極樂庵太初照公の座下に円具、これに依止して律を学ぶこと数年、辭して南下し、江淮の間に宗教に遍參したが、極樂に回り衆に首となつた。極樂は慧徹の後を同門の弟德明悟が受けたが、乾隆十年德明が化を遷した。師は太初の命に従つて軽々しく授受しようとはしなかつたが、宗長麗庵錫公、宿遷全潮庵の輝遠月、両序大衆に推され選によつて極樂の席を繼ぎ、慧徹、太初、德明三師の塔を五華山院に建て、また備さに極樂祖派を述べて化を分ち、南山の統の弘伝に力を致した。坤傳微は嗣法の弟子の一人で極樂の席を繼いだ。

聚用眼文（一一七四五—）は、浙江金華府蘭谿県の人で、

姓は宋氏。幼にして本寺の御章海注によつて出家し、戒を授かり法を付せられた。円戒の初めに当たつて治牧建公に侍し、次いで南海に朝し、天台五臺等諸名山を経歴し、心を悉して参叩した。師が本山に繼席するに及んで十方の納子が争い投じて礼観し、伝戒を請う者も多かつたが、戒期は間歇することがなかつた。師の法を嗣ぐ者甚だ多く八十余人を数えたといふ。

古祖下第七第八世代では、江南に分化した諸流がなお多くの嗣を擁して毘尼の流通に力めたが、京師の律学は不振を託ち、江南千華派の化門の盛大に比すべくもなかつた。

ただ第七世靜觀圓瑞が世宗に眷顧せられ一代の律祖と称されて名が著れ、琮璋の輔弼宜しきを得て潭柘の祖規を守り道法を伝えたものの、その嗣として燈譜に録出せられる者なく、僅かに靜海徹公の嗣として、永壽福、西峰吉両師の存在が確かめられる程度である。

恒實源諒の嗣で潭柘山第九代の律席を襲うた律師に靜海印徹（一七二一—）がある。古祖下では第七世に当たる人であるから、五節に編入すべきであるが、ここに追録略述する。師は乾隆八年、潭柘恒實の座下に円具し、道器と目され、他日祖灯を続くる者として期待され、靜觀の寂後推されて方丈位に即いた。師は潭柘の伝統に則つて、戒律に依るを根本とし、念佛を指南としたといい、臨終に念佛

よつて南下し江南に拠点を移したところから、その後における京師律門の動静を十分把握し得なかつたことによるとも考えられる。加えて潭柘の律門が相対的に衰勢に向かいつつあつたようで、住持として寺門の復興に任ずるについては経営の才が必要とされたであろうが、例えば永壽福が入院する前後の状況から見ても山中に人材が豊かであったとはい難く、第八、第九世代京師の律門には寂寥の影が濃い。寶華文海の出京開戒はこれを裏付ける一事例である。古祖下第十世代に至り、漸く再振の機運に向かつていることから、その間一時的に中衰の状態にあつたことを窺わせるものがある。ここには暫く『潭柘山志』の記によつて若干補録するに止めたい。

『律宗燈譜』は潭柘に住した恒實が編述に手を染め、これに依止した雲浦が重ねて修譜をなし、さらにその嗣成章文公等が補輯完工したものようである。第七世代潭柘に関する記を欠いているのは、雲浦が得法後、剃度師の命に

して西逝したと伝えられるが、示寂の年時は詳らかでない。

潭柘第十代了然行修（一七三七—一八三〇年代か）第十一代月朗海亮（一七四四—）の両師はともに古祖下第七世代に属する。第八世で知られるのは永壽、西峰の二師のみである。

永壽廣福（一七六五一—八三六）は直隸河間府阜城の人、天齊廟の明天を礼して祝髮、乾隆四十八年、潭柘山靜海律師の座下に円具、のち厨下に執役、作務に従つて苦修し、次いで典作（座）に充てられ、供仏の飯衆僧の齊を調え、専心念佛を修した。一旦辭して五台を礼せんとして途に荒庵に一宿し、老僧の指示によつて錫を返した。^{〔55〕}月朗の寂後、闍黎教授とともに口実を設け揖讓して祖位に即く者なく、たまたま一僧の発議によつて祖山の成規に固執せず、誠の賢者を選んで山門の主とすることに決した。ここにおいて師が請せられ、遂に許して繼席したが、善知識を以て自ら居らず、戒行清浄にして皎として冰雪のごときであつたといふ。永壽を継いで第十三代の祖となる西峰は、師の為に規模を訂正し綱紀を整飾し一庵を挙げたとされるから、当時寺門の經營は容易ならぬ状況にあつたと推測される。師は

住山後伝戒に念佛に、二十余年一日のごとく力行したが、一日微痾に染み、念佛して逝いたと伝えられている。

西峰印吉（一七七七—一八四八）師は山東・濟南府濟陽県の人で俗姓は盧氏。父母ともに深く三宝を信じ、善事を実行する人であったという。やや長じて師は本邑の長壽に送られ、弘亮に従つて薙染し、年二十に満ちて潭柘山靜海律師に就いて具足戒を円かにし、毘尼を精研すること五年の後、笈を負うて嘉興寺に至つたが、そこで堂主の職を授けられ、燦公が『法華指掌』を講ずるを聞き、始めて仏出世の一大事因縁、開示悟入仏知見、仏が慈心を發して広長舌を運らし説法された事に気づき、研究して深く法喜を得た。次いで崇壽寺祥公が楞嚴經を開演するを聞き、靈根怡然として渙然の趣ありとされている。師は嘉慶二十一年永壽の座下に院務を料理し、教授の職に任じ、羯磨師に転じたが、道光十六年、永壽が謝世するに遭い、その後を承けて潭柘に法席を継ぎ、衆を領じ寺門の肅清に当たつた。当山第十三代の主である。

古祖派の諸律祖行業記略 (二) (長谷部)

注

(1) この数は朱として『律宗燈譜』に記載するところに依るが、他に寺志等によつて若干補つたものの合計である。

(2) 『潭柘山志』は諱の上字、澄子を燈に作る。

(3) 武邑は、清代直隸冀州、旧大名道、中華民国期、河北省冀県。

(4) 『潭柘山志』は、その第一代振寰より第十七代普徳に至るまで、即ち本山が中興されて以後、潭柘の住持となつた歴代律祖の代数に、一様に中興の二字を冠してゐる。以下省記。

(5) 年時から推して聖祖の皇子であろう。但し和碩康親王の存在は知られない。第八子、和碩廉親王允禩か。允禩は雍正四年罪によつて爵を削られ除名せられ、宗室より黜去させられたが、乾隆四十三年、特旨を以てその原名に復せられ、王牒に收入されている。『清朝文獻通考』卷一四二、帝系四。

(6) その規式は叢林の模範とされたと伝えられる。師の如く、引禮、首座、尊證、教授、羯磨師を経て住持位に陞せられるのは律門の職位遞承の典型的例である。

(7) 他に『新續高僧傳』卷三一、『續刊潭柘山志』卷二に略伝を載せる。

(8) 『南山宗統』の編述から『律宗燈譜』成立に至るまでの経緯については、拙稿「律門における傳燈形成立の時期をめぐつて」(三)、『愛知学院大学禪研究所紀要』第二十二号、二二七頁以下を参照されたい。

(9) 師の入京は、廣陵の宦商諸公に延かれてのことという。第五代松隱も入京して延壽に住持となつてゐるが、京に於て大佛事をなして聖寿を祝禱し、駕幸に浴し御饌を賜う等のことは千華下では師が初めである。この頃より華山の律学の優勢が次第に顯著となる。

(10) 康熙四十七年、寶華に上山、同年の歳末に松隱が示寂した。その後三年間、師は羯磨師の職にあつたことが知られるが、隆覺に住すること三十余年といわれているから、恐らく乾隆十年前後に卒去したものであろう。

隆覺寺は揚州府儀徵県三十里、朴樹灣運河の北に在り。『江南通志』卷四六一〇。

(11) 浙江・台州府天台県六里に赤城山あり。

(12) 『新續高僧傳』には冑山の語なし。その所在不詳なるも句曲の土庶が寶山を主らんことを請うたとされるから、江蘇、江寧府句容県の近辺にあるものと思われる。

(13) 安徽省太平府蕪湖県東四十里の地。

(14) 江蘇省徐州府蕭縣東南七十里黃桑谷にあり。

(15) 晉の蘭陵郡は、山東、嶧県東五十里蘭陵県に治す。南朝宋、後魏治所を移すも之を距てること遠からず。蘭陵県へ隋・唐金(は嶧県西北一里、いま一は、江蘇・武進県西北六十里の地。

(16) 建隆寺は揚州八大刹の一に數えられる名刹で、府城北寧壽街堂子巷にあり。乾隆十年華山の僧宗森が開法、重興した。

『揚州名勝錄』卷一―八。

(17) 石塔寺は揚州府北三里大儀鄉にあり。顯慶禪院、唐に惠

照寺、のち石塔禪寺を称す。『揚州府志』卷一九―一九、『江

南通志』卷四六―寺觀六。

(18) 寶勝寺は初め府南揚子橋にあり。のち城東三里の地に移る。師が請を受けたのは移転後に属するようである。『江南通志』卷四六―寺觀六。

(19) 拙稿「明清佛教研究資料」(人名索引)は、『律宗燈譜』が流通する以前に成ったもので、主に『新續高僧傳』に依拠した。これには干支のみを挙げ、年号の記を欠いていたところから、六十年誤算する結果となつた。謹んで表記の如く訂正する。

(20) 『律宗燈譜』には「壬午定公を辭し」とある。この条定庵がこの時点在世していたかのように受けとられるが、定庵は庚辰に化を遷している。従つてこの部分は師が服喪三年の後、定庵の靈前に辞して、の意に解すべきであろう。

(21) 寶應県蓮池庵は第五世省愚慧の後を靜修度が承け、第七世代継嗣あるを見るが、弊風除き難きものがあつたのである。

(22) 寶應県に觀音を称する寺庵は凡そ十七を数えるが、本庵は東門外宕邑にあり、萬曆三十二年の建立と伝えるもの。該庵には紋玉が、康熙二十五年に鐘板を設け、単を安じて衆に給したといい、庵を易えて寺としたとされている。なお紋玉

の伝は辞句の省略が多く、意を得ない点があり、若干補足した所がある。『寶應縣志』卷一―三四参照。

(23) 江蘇・淮安府清江浦西北にあり。清葉長揚輯『淮安府志』卷二六―一一。

(24) 淬は浙に同じ。従つて嘉善は浙江・嘉興府のそれ。

(25) 晉に毘陵郡を置く。隋代に郡を廃し常州を置き、さらに州を改め毘陵郡となす。永寧は常州府城東南三十五里にあり。

(26) 江蘇・蘇州府常熟県西九里にあり。虞山は破山の別称。興福は齊代創建の古刹。

(27) 『新續高僧傳』は師の伝を「淨讀篇」第八之五に編入する。卷四五所収。本貫沐陽は沐水の陽なるを以てその名あり。清代淮安の北、海州に属す。

(28) 仙源は山東省兗州府曲阜県。宋代曲阜を改め仙源となし、金に旧名を復す。

(29) 調梅は、濟家の夢庵格に嗣ぎ、南嶽下第三十七世の祖位に列せられた人で、京都萬壽寺符夢堂、順天・大興県柏林寺、常州府荆溪磬山崇恩寺、杭州府錢塘縣南山理安寺等に化を開いた。

(30) 潭柘山の祖規では、闍黎に任せられた者は、法度を継ぐのが慣例となつていたようである。

(31) 壽聖寺は、徐州府宿遷縣治南にあり。『江南通志』卷四六、寺觀一八。靈峰の要請に關しては、『律宗燈譜』卷七―四二

(32) 本稿注(8)に挙げる拙稿参照。

(33) 受戒の地は明記されていないが、師は江寧の人であるから、寶華で得戒したとみるのが自然である。崇覺にも戒壇が設けられていたが、師が治牧に参じたのは受具した後のこととみられる。

(34) 宋に建安郡を置き、升せて真州となす。元に真州路、また州となす。明代州を改め儀徵県となす。天寧萬壽寺は揚州八大刹の一、儀徵県東南澄江橋西にあり。『揚州名勝錄』卷一一九。『江南通志』卷四六一四には、新城拱辰紋外東と記されている。

(35) 僧樹の師璇璋は胄王山寶山寺、金陵慈應両刹の住持となつてゐる。慈應は江寧府東麒麟紋外龍潭大道に存したそれか。

(36) 文海福聚は古祖下第八世に列せられているから、戒和尚が戒子より世代が下る形となつてゐるが、年令は文海が曉聞より年長である。文海は康熙六十一年、珍輝の寂後寶華に継席した。従つて曉聞が二十一歳の時点、文海はすでに寶華の主であつたことになる。世代と年令との不順は、他にも例が少くない。律門の師資の関係も単に戒法の授受だけでなく、嗣法が絡むようになつて複雑化したといえる。

(37) 平山堂は江蘇・揚州府江都県西北五里蜀岡上にあり。惠照寺は揚州府(西)北三里大儀郷にありとせらる。

(38) 揚州城北門馬頭にあり。初め舍利庵、乾隆辛未(十六年)

慧因寺と額を賜う。『揚州名勝錄』卷二一一〇。

(39) 思曇は京都瑞雲檀波證の嗣で、太原五臺山、中台清涼橋南麓の吉祥寺に住した。牧山の法兄微徹讚も思曇に舍利に参じ、のち蓮池に住することになったと思われるが、思曇が舍利に入つた時期は詳らかでない。

(40) 極樂庵には古祖下の律祖が代々灯を継ぎ、仏事伝戒をなした。その法脈は、⁴湛¹澄²桂昌祥³慧徹福⁴太初照⁵德明悟⁶印可貴⁷坤傳微⁸中和寬⁹? (右肩の算用數字は古祖下の代数)

(41) 旧称積善庵、康熙四十二年聖駕南巡の際、「眞諦」の寺額を賜う。見月下的⁴碧天書淨が分化開法して以後、⁵利咸圓¹、⁶永照明¹、⁶天慧能¹、⁷禹微基¹、⁷曉雲起¹、⁸甫見雲¹と一門の律祖が法燈を遞伝した。拙稿「律門法化の地域的展開」、愛知学院大学「禪研究所紀要」第二三号。注(35)なお賜額の年時は三十五年ではなく、康熙四十二年。拙稿「古祖派の律祖行業記略」(一八八頁以下。同上紀要、第二四号)。

(42) 常州府江陰県圓覺庵には、⁴宣心源¹、⁵善鎧宏¹、⁶出塵道¹、⁷慧海深¹、⁸定能靜の諸律祖が継席した。

(43) 淮安府西湖嘴に在つた聞思寺には、⁴獨愚賢¹、⁵宏範訓¹、⁶聞慧智¹、⁶日三省¹、⁷御章注¹、⁸秉慈¹、¹聚用文¹、¹涵空長¹の諸師が法燈を承継した。なおこの頃になると戒授受の関係、嗣法、伽藍法の如き関係が錯綜して、師資の連がりが一層複雑な様相を呈することになる。

(44) 譜には黃石悟明と記されているだけで、その所在は確認し難いが、その法嗣が徽州徐州に伝戒しているところから推して、黃石は徐州府邳州西北百二十里の地を指しているものと解される。これによれば初めに梵字を建てたという東山は、徐州東山寺であろうか。維賢慈はこれに繼席したとみられる。

(45) 韻松は、蓮城融—縁鶴宏と相承けて法燈を掲げた。安徽・徽州府の韻松山寺のことであろう。

(46) 師が皇壇に据して千八百僧に伝戒したことは、諸方に喧伝されている。

(47) 拙稿「律門における傳燈形形成の時期をめぐつて」愛知

学院大学『禪研究所紀要』第二二号、二三七頁以下。

(48) 徐州府皇藏峪瑞雲寺の法燈は、⁵松柏徹—⁶藥屋懿—⁷

大樗果—⁸宏濟融—⁸智朗元、と次第する。

(49) 杭州府仁和縣臨安鄉八鄙二十四都にある濟家の法を相伝

する名刹の一、智は融通和尚を指すのであるか。ここには廣瑞を経て、乾隆十六年、聖駕南巡の際、巨根和尚が住持であつた。

(50) 揚州府儀徵縣寶坊寺には、⁴靜觀貞—⁵伯漸量—⁶鑑世珮—⁷文博參—⁷覺然善—⁸恒泰開—⁸蒼塵林の諸師が次第住山した。なお覺然善は治牧建の嗣、寶坊の他に真州天寧の席を董した。

(51) 宿は宿州、宿県ではなく、後に師が住することになつた宿遷の略であろう。參方の経路の一たる宿も同じ。運河沿い

の地に当たる。

(52) 伝に靈峰は雲浦を召し繼席せしめたとあるが、雲浦は古祖下第七世、剃度師の靈峰は第八世で、師弟の間で世代が倒錯している感がある。因みに雲浦は乾隆癸酉に年二十四とされるから、雍正八年の生まれであるとみられるのであり、靈峰は康熙戊辰の生まれとされている。伝によつて両師が師弟関係にあることは明らかである。疑異の念を生ぜしめる事例であるから特に注記しておく。

(53) 滕は山東・兗州府滕県、武城はその西南曹州府武城県。

相去ること遠しとせず。

(54) けだし老僧は文殊の化身なりし事を暗示するが如き口吻である。

(55) 師の略伝は、『潭柘山岫雲寺志』卷二に、西峰の伝と共に収録されているが、『新續高僧傳』では、永壽のみ、靈感の部に編入されている。その卷三十八。